くらしの手続き

届け出・登録・証明

問い合わせ … 住民課 戸籍住民係

戸　籍

戸籍は、出生や結婚、死亡、親子関係などの身分関係を公簿上明らかにしておくもので、夫婦と未婚の子ども単位で一つの戸籍ができます。この戸籍のあるところを本籍地といいます。

届け出にあたっては、本人確認ができるもの（60ページ参照）の提示をお願いします。

	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの	ご注意
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	生まれたところ、本籍地または届出人の住民登録地のうち、いずれかの市区町村役場	○届出書１通 ○印鑑（朱肉を使うもの） ○母子健康手帳	○子どもの名前は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。 ○届出書の右半分に医師の証明を受けてください。
死亡届	死亡の事実を知った日から７日以内	①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者 ④家主 ⑤地主 などの順で届けてください。	死亡したところ、死亡者の本籍地または届出人の住民登録地のうち、いずれかの市区町村役場	○届出書１通 ○印鑑（朱肉を使うもの） 〔該当者のみ〕国民健康保険証・国民年金手帳・後期高齢者医療保険証・介護保険証・住民基本台帳カード・個人番号カード（平成28年１月～）	○届出書の右半分に医師の証明を受けてください。
婚姻届	届けた日から効力が生じます。	夫および妻になられる方	届出人の本籍地または住民登録地のうち、いずれかの市区町村役場	○届出書１通 ○印鑑（一方は旧姓）（朱肉を使うもの） ※本籍地以外の市区町村役場に届け出する時は、戸籍全部事項証明書（謄本）が必要です。 〔該当者のみ〕国民健康保険証・国民年金手帳（氏が変わる場合）	○届出書に証人（成年者）２人の署名・押印が必要です。 ○未成年者の方が婚姻する場合、父母の同意が必要です。
離婚届 協議離婚	届けた日から効力が生じます。	夫および妻	届出人の本籍地または住民登録地のうち、いずれかの市区町村役場	○届出書１通 ○印鑑（夫と妻のもの）（朱肉を使うもの） ※本籍地以外の市区町村役場に届け出る時は、戸籍全部事項証明書（謄本）が必要です。 ○裁判離婚の場合は、調停調書、審判書、確定証明書などの裁判所からの書類 〔該当者のみ〕国民健康保険証・国民年金手帳（氏が変わる場合）	○届出書に証人（成年者）２人の署名・押印が必要です。 ○離婚後、離婚の際の氏を称するときは、別の届け出が必要です。 ○20歳未満のお子さんがいる場合、親権者を定めておくことが必要です。
離婚届 裁判離婚	調停の成立日または審判・判決確定日から10日以内	原則申し立てをした人			○証人欄の記入は、不要です。
転籍届	届けた日から効力が生じます。	戸籍の筆頭者およびその配偶者	現本籍地、新本籍地または届出人の住民登録地のうち、いずれかの市区町村役場	○届出書１通 ○印鑑（戸籍の筆頭者とその配偶者のもの）（朱肉を使うもの） ○３か月以内に発行した戸籍全部事項証明書（謄本）１通（町内での転籍の場合は、不要です。）	

※その他の届け出については、住民課 戸籍住民係にお問い合わせください。

住民異動の届け出

町内にお住まいの方について、その居住関係を記録したものが住民基本台帳です。
住所や世帯主の変更などが生じたときは、本人または同居している方が届け出をしてください。

		いつ	届出人	届出期間	必要なもの
転入届		町内へ引っ越してきたとき	本人	引っ越してきた日から14日以内	○転出証明書 ○本人確認ができるもの（60ページ参照） ○外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む） ○代理人が同一世帯員以外の場合は、本人自筆の委任状が必要です。 〔該当者のみ〕国民年金手帳
転出届		町外へ引っ越しをするとき	本人、世帯主または同居している方	引っ越しをする日の前後14日以内	○本人確認ができるもの（60ページ参照） ○外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む） ○代理人が同一世帯員以外の場合は、本人自筆の委任状が必要です。 〔該当者のみ〕国民健康保険証、印鑑登録証
転居届		町内で住所が変わったとき	本人、世帯主または同居している方	引っ越した日から14日以内	○本人確認ができるもの（60ページ参照） ○外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む） ○代理人が同一世帯員以外の場合は、本人自筆の委任状が必要です。 〔該当者のみ〕国民健康保険証、国民年金手帳、介護保険証
世帯（主）変更届		世帯主の変更、世帯を分離または合併したとき	本人、または世帯主	変更があった日から14日以内	○本人確認ができるもの（60ページ参照） ○外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む） ○代理人の場合は、本人自筆の委任状が必要です。 〔該当者のみ〕国民健康保険証
住民基本台帳ネットワークシステム	転入届	住民基本台帳カードをお持ちの方が町外から町内に引っ越してきたとき	本人	引っ越してきた日から14日以内	○住民基本台帳カード（お持ちの方全員分） ※暗証番号が必要です。 ○本人確認ができるもの（60ページ参照） ○外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む） 〔該当者のみ〕国民年金手帳 ※事前に住所地に住民基本台帳カードによる転出の手続きをする必要があります。
	転出届	住民基本台帳カードをお持ちの方が町内から町外へ引っ越しをするとき	本人、世帯主または同居している方	引っ越しをする日の前後14日以内	○住民基本台帳カード ○本人確認ができるもの（60ページ参照） ○外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む） 〔該当者のみ〕国民健康保険証、印鑑登録証 ※郵送による届け出もできます。 事前に住民基本台帳カードによる転出届を郵送したうえ、住民基本台帳カードをお持ちになり、転入先市区町村役場へお出かけください。

【本人自筆の委任状の見本】

※委任状は、必ず委任者本人の自筆で書いてください。
※代理人の本人確認できるもの（60ページ参照）を提示してください。

委　任　状

【代理人】　住所
　　氏名
　　生年月日

私は、上記の者を代理人と定め次の事項に関する権限を委任します。

1　戸籍謄本などの取得に関する権限
2　住民票（続柄・本籍の記載必要、不要）取得に関する権限
3　住民異動に係る手続きに関する権限
4　その他（　　）に関する権限

【委任者】　住所
　　氏名　　㊞
　　生年月日
　　電話番号

年　月　日

湯河原町長　様

印鑑の登録と証明

町に登録した印鑑が「実印」となります。「印鑑登録証明書」は、町に登録してある印鑑が実印であることを証明します。町内に居住し、住民登録をしている15歳以上の方が登録できます。

本人の申請が原則ですが、病気、その他やむを得ない理由により申請できないときは、本人の意思に基づく代理人の申請も可能です。

申請にあたっては、本人確認ができるもの（60ページ参照）の提示をお願いします。

いつ	必要なもの	その他
本人が申請するとき	①登録する印鑑 （家族で同一の印鑑は登録できません。） ②運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード（平成28年1月～）などの顔写真つきの官公署発行の身分証明書 ③上記②をお持ちでない方は、本町に居住し、印鑑登録をしている方の保証が必要です。	○その日に印鑑登録証明書の交付ができます。 ※③の場合は、印鑑登録申請書に保証人の方の印鑑登録証番号、住所、氏名を記入し、登録してある実印を押印してもらい本人が申請します。
本人確認できるものがないとき（上記の②または③がない場合）	本人宛に照会書を郵送しますので、照会書についている回答書（登録者本人の自筆）を持って手続きします。 ※その日のうちに、印鑑登録証をお渡しすることはできません。	
代理人が申請するとき	①登録する本人自筆の申請用委任状 ・・・　1回目来庁時 ②登録する印鑑 ③代理人の印鑑 ④代理人の本人確認できるもの （60ページ参照） ⑤照会書についている回答書および委任状（登録する本人の自筆） ・・・　2回目来庁時	【手続きの流れ】 1 代理人は①～④をお持ちになり、仮登録の申請をします。 2 町では1の申請を受け、本人宛に照会書を郵送します。 3 代理人が、②③④⑤を持って手続きします。 ※代理人申請の場合は、その日のうちに印鑑登録証をお渡しすることはできません。 ※委任に関する内容や手続き方法など、詳しくは、住民課 戸籍住民係へお問い合わせください。
印鑑登録証明書が必要なとき	①印鑑登録証 ※登録した実印は不要です。 ②申請書の本人確認ができるもの （60ページ参照）	※印鑑登録証がなければ証明書の発行はできません。 ※紛失した場合は、印鑑登録廃止と新規登録の手続きが必要となります。 ※代理人が申請する場合は、印鑑登録証だけで交付できますが、申請の際に必要な登録者の情報を申請書に書く必要があります。
印鑑登録の廃止、印鑑の変更をするとき（登録印鑑または印鑑登録証を紛失した場合）	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード（平成28年1月～）などの顔写真つきの官公署発行の身分証明書、登録する印鑑、印鑑登録証（印鑑の変更の場合）	※代理人が廃止申請する場合 本人自筆の委任状、代理人の本人確認ができるものが必要です。 詳しくは、住民課 戸籍住民係へお問い合わせください。

■登録できない印鑑

○住民基本台帳に登録されている氏名ではないもの、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたもので表わしていないもの
○職業、資格その他氏名以外の事項を表わしているもの
○ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
○印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
○印影を鮮明に表わしにくいもの
○その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの（市販の三文判、機械彫りで大量に生産されているものなど）
○印鑑の輪郭がないもの、輪郭が全体の30%以上いちじるしく欠損しているもの

証明書と手数料

証明書の種類	請求できる人	手数料	必要なもの
戸籍全部事項証明書（謄本） 戸籍個人事項証明書（抄本）	本人、配偶者または直系親族	1通450円	請求者の本人確認ができるもの （60ページ参照）
除籍・改製原戸籍の謄本、抄本		1通750円	
戸籍の附票の写し		1通300円	
住民票の写し	本人またはその同一世帯員	1通300円	
身分証明書	湯河原町に本籍がある本人のみ（本人以外が窓口に来られる場合は、本人の委任状が必要です。）	1通300円	
住民票記載事項証明書	本人またはその同一世帯員	1通300円	
戸籍届け出の受理証明書	届出人（届け出した市区町村へ請求してください。）	1通350円	
住民基本台帳カード ※	本人 ※顔写真つきの本人確認できる書類がない場合、その日のうちに交付ができません。	1枚500円	
公的個人認証サービスに係る電子証明 ※		1枚500円	
印鑑登録証明書	印鑑登録証をお持ちの方	1通300円	印鑑登録証（カード） および本人確認ができるもの （60ページ参照）

※請求できる人以外は、すべて本人自筆の委任状が必要です。
※平成28年1月から個人番号カードへの移行に伴い、住民基本台帳カードの発行は平成27年12月で終了します。

郵送による申請

戸籍全部・個人事項証明書、住民票の写しは、郵送で請求することができます。

戸籍の謄・抄本	請求者	本人、配偶者または同一戸籍の方、直系親族
	請求先	〒259-0392　湯河原町中央二丁目２番地１　湯河原町役場住民課 戸籍住民係
	必要なもの	○請求書　住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者の資格（本人、妻、子など）・本籍・筆頭者氏名、謄本・抄本の別（抄本の場合は、必要な方の氏名）、請求事由を記入、必要な通数 ○返信用封筒（請求者住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの） ○手数料 ●戸籍全部事項証明書（謄本）・戸籍個人事項証明書（抄本）　１通 450 円 ●除籍・改製原戸籍の謄本、抄本　１通 750 円 ●戸籍の附票の写し　１通 300 円 ○請求者の運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（平成 28 年１月～）、顔写真つきの官公署発行の身分証明書など、本人確認できるもののコピー（顔写真つきの証明がない場合は、健康保険証と年金手帳など複数のコピーが必要です。）
	その他	○湯河原町に本籍地がない方には交付ができません。※本籍地の市区町村役場へ請求してください。 ○手数料は、郵便小為替か現金書留でお願いします。 ○返送先は、請求者の住民登録地となります。
住民票の写し	請求者	本人または同一世帯の方
	請求先	〒259-0392　湯河原町中央二丁目２番地１　湯河原町役場住民課 戸籍住民係
	必要なもの	○請求書　住所・氏名・生年月日・電話番号・世帯主の氏名、必要な通数、世帯全員か一部か（一部の場合は、その方の氏名）、本籍と続柄の記載がそれぞれ必要か不要か、個人番号の記載が必要か不必要か（平成 27 年 10 月５日から選択することが出来ます）を記入 ○返信用封筒　（請求者住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの） ○手数料　１通　300 円 ○請求者の運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（平成 28 年１月～）、顔写真つきの官公署発行の身分証明書など、本人確認できるもののコピー（顔写真つきの証明がない場合は、健康保険証と年金手帳など複数のコピーが必要です。）
	その他	○手数料は、郵便小為替か現金書留でお願いします。 ○返送先は、請求者の住民登録地となります。

※お手元に届くまでに１週間ほどかかります。

電話予約・電子申請サービス

住民票の写し、印鑑登録証明書は、電話予約または電子申請予約ができます。

予約できる証明書	住民票の写し、印鑑登録証明書	
予約・受け取りできる方	住民票の写しに記載されている本人またはその同一世帯の方	
予約受付時間	月曜日から金曜日の開庁日の８：30 ～ 17：00	
受け取り場所・時間	役場宿直室	予約した日の翌日から１週間以内の平日において、 予約した方が希望する日の 17：15 ～ 19：00
	駅前観光案内所	予約した日の翌日から１週間以内の土曜日、日曜日および祝日において、 予約した方が希望する日の８：30 ～ 17：00（休業日を除く。）

※詳しくは、住民課 戸籍住民係へお問い合わせください。

住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳カードは「顔写真つき」と「顔写真なし」の２種類から選ぶことができます。

「顔写真つき」のカードは、公的な本人確認書類として利用することができます。有効期限は 10 年です。

■必要なもの

○本人確認ができるもの
- ●運転免許証・パスポートなど顔写真つきの官公署発行の身分証明書
- ●外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む）
- ●顔写真つきの証明がない場合は、健康保険証と年金手帳など複数の本人確認書類

○交付手数料　500 円

社会保障・税番号制度導入により、平成 28 年１月からは、「個人番号カード」になります。

「個人番号カード」への移行に伴い、「住民基本台帳カード」の発行は平成 27 年 12 月で終了します。

※有効期限が平成 28 年１月以降の「住民基本台帳カード」は有効期限まで使用できます。

個人番号カードの交付

平成 28 年１月から個人番号カードの交付を開始します。顔写真つきなので住民基本台帳カードと同様、公的な本人確認書類として利用することができます。有効期限は 10 回目の誕生日まで（発行時 20 歳未満は５回目の誕生日まで）です。

※詳しくは、住民課戸籍住民係へお問い合わせください。

公的個人認証サービス（電子証明書の交付）

インターネットを利用した申請、届け出の際の本人確認手段として用いられるサービスです。他人になりすまし、申請や通信データの改ざんを防ぐための電子証明書を住民基本台帳に記録されている方に提供するものです。

■必要なもの

（平成 27 年 12 月まで）
- ○住民基本台帳カード
- ○本人確認ができるもの
  - ●運転免許証・パスポートなど顔写真つきの官公署発行の身分証明書

※住民基本台帳カードが顔写真つきの場合は不要です。

○登録手数料　500 円

○有効期限　３年

（平成 28 年１月以降）
- ○個人番号カード
- ○有効期限　５回目の誕生日まで

住民票の写しの広域交付

湯河原町以外に在住の方でも、本人とその同一世帯の方なら本人確認ができるものとして、運転免許証などの顔写真つきの官公署発行の身分証明書を提示することにより、申請者が在住する市区町村の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）を湯河原町の住民課窓口で取得できます。

○手数料　１通　300 円

外国人住民の方の手続き

■外国人住民の方の住所変更の届け出については、「住民異動の届け出」54ページをご覧ください。

■外国人住民の方の住所変更以外の届け出

対象	届け出・申請の種類		届出期間	届出先	必要なもの
中長期在留者など（永住者の方を含む。）	在留資格などに関する更新や変更の届け出		○在留資格の更新などをするとき ○氏名、生年月日、性別、国籍・地域などが変わったとき ○氏名の漢字表記を変更したいとき	地方入国管理局	○地方入国管理局にお問い合わせください。
	在留カードに関する申請		在留カードの更新、再交付などをしたいとき		
特別永住者の方	特別永住者証明書に関する申請	氏名、生年月日、国籍・地域、性別などを変更したとき	変更の日から14日以内	市区町村役場	○パスポート（お持ちの方） ○写真1枚（たて4cm×よこ3cm、16歳未満は不要） ※本人のみが撮影された無帽で正面を向いたもの。無背景で3か月以内に撮影されたもの。 ○特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。） 〔変更の場合〕 ○変更されたことがわかる資料（権限のある機関が発行した資料） ※日本語訳文をつけてください。 〔紛失・盗難の場合〕 ○紛失・盗難した事実がわかる資料（警察署長が発行する遺失物届出証明書、盗難届出証明書など） ※紛失・盗難された場合は、最初に、必ず最寄りの警察署に届けてください。
		有効期間が満了するとき	有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間（有効期間満了日が16歳の誕生日の方は、6か月前から満了日までの間）		
		紛失・盗難などをしたとき	紛失・盗難などの事実を知った日から14日以内		

窓口での本人確認について

町民の皆さんの個人情報を保護し、不正取得などを防止することから、各種証明書の申請や届出書の提出の際に住民課窓口では本人確認ができるものの提示をお願いしています。

■本人確認の具体的なもの

	1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示で足りるもの
証明書の種類	○運転免許証 ○顔写真つき住民基本台帳カード ○個人番号カード（平成28年1月～） ○パスポート ○国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ●小型船舶操縦免許証 ●宅地建物取引主任者証 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●在留カード・特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）など ●運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）	○顔写真なし住民基本台帳カード ○各種被保険者証（国民健康保険、介護保険など） ○国民年金手帳 ○年金証書など

駅前観光案内所

駅前観光案内所は、観光案内・各種証明の交付などの住民サービスを行っています。

■所在地

宮下661（湯河原駅構内）☎63-4181

■開所時間

8：30～17：15（元日は休業）

■各種証明の取り扱い

月曜日から金曜日の祝日を除く8：30～17：15まで、次の証明などを取り扱っています。

○戸籍全部・個人事項証明書の交付
○住民票の写しの交付
○印鑑登録証明書の交付
○印鑑登録、廃止、印鑑の変更
○住民異動届（転入、転出、転居、世帯変更届）
※提出書類により、役場でお取り扱いになる場合があります。
○税証明の交付

税金

町県民税

問い合わせ　税務課 課税係

個人の町県民税は、皆さんから提出される町県民税の申告書や、勤務先から送付される給与支払報告書などを資料とし、前年１月から 12 月までの所得金額をもとに町が税額を計算し、決定した税額を事業主または個人に通知する仕組みになっています。また、納める税額は、町民の皆さんに均等の額を負担していただく「均等割」と、前年の所得金額に応じて負担していただく「所得割」との合計の金額となっています。

個人の町民税と県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額が同じであるため、町が合わせて課税し、納めていただく制度になっています。

■町県民税を納める方（納税義務者）

○１月１日現在、湯河原町内に住所がある方が、湯河原町での納税義務者となります。そのため１月２日以降に他の市区町村に転出した場合でも、町県民税は湯河原町に納めていただくことになり、その年度については転出先で課税されることはありません。

○１月１日現在、町内に事務所・事業所・家屋敷などをお持ちの方で、町内に住所がない方には、環境・消防・道路などの行政サービスを受けていることに対して、町県民税の均等割が課税されます。

※家屋敷とは、自己または家族が居住する目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で「いつでも自由に居住できる状態」である建物のことをいいます。ただし、自己所有のものであっても他人に貸し付ける目的で所有している場合や、現に他人（家族・親族以外）が居住している場合は、課税対象にはなりません。

■町県民税の申告

○所得税の確定申告をする必要がない方でも、１月１日現在、町内に住所などがある方で、次に該当する方は、原則として、毎年３月 15 日まで（所得税の確定申告期間と同じです。）に役場へ申告書を提出する必要があります。

①前年中に、金額の多少にかかわらず所得のあった方（給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から町へ提出される方は必要ありません。）

②給与所得者で給与以外の所得があった方

③所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

④前年中にまったく収入がなく、どなたの扶養親族にもなっていない方（非課税証明書の発行や国民健康保険料・介護保険料などの算定の際の資料となりますので、申告が必要です。）

■町県民税の税率

	所得割	均等割 平成 26 ～ 35 年度
町民税	6%	3,500 円
県民税	4.025%	1,800 円
合　計	10.025%	5,300 円

※平成 28 年度まで県民税については、水源環境保全・再生のため、所得割の税率 0.025%、均等割 300 円を上乗せしています。

※平成 26 年度からの 10 年間、東日本大震災復興基本法の理念に基づいて実施する防災のための施策の財源を確保するため、町民税・県民税の均等割にそれぞれ 500 円が上乗せされます。

■町県民税の納税方法

○特別徴収

会社などの給与支払者が、給与所得者の町県民税を６月から翌年５月まで年 12 回に分けて毎月の給料から差し引いて納付する方法です。

○普通徴収

事業所得者などの納税者が、町県民税を６月から年４回に分けて、納付書や口座振替により直接納付する方法です。

○公的年金からの特別徴収

公的年金受給者で、次のすべてに該当する方の公的年金にかかる町県民税を、年金保険者が４月から年６回の公的年金給付の際に差し引いて納付する方法です。

①当該年度４月１日現在 65 歳以上の方

②前年から公的年金を受給している方

③年金所得に対して町県民税が課税されている方

④介護保険料が年金から引き落とし（特別徴収）されている方

■町県民税が課税されない方

○均等割も所得割も課税されない方

①生活保護法によって生活扶助を受けている方

②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方

③扶養親族のない場合…前年の合計所得金額が 32 万円以下の方

④扶養親族のある場合…前年の合計所得金額が 32 万円 ×（本人+扶養親族の人数）＋ 19 万円以下の方

○所得割が課税されない方

①扶養親族のない場合…前年の合計所得金額が 35 万円以下の方

②扶養親族のある場合…前年の合計所得金額が 35 万円 ×（本人+扶養親族の人数）＋ 32 万円以下の方

※非課税判定の際の扶養親族には、16 歳未満の扶養親族も含まれます。

固定資産税・都市計画税

問い合わせ　税務課 資産税係

■固定資産税・都市計画税を納める方（納税義務者）

固定資産税・都市計画税は、毎年１月１日現在、土地・家屋および償却資産を所有している方に課税されます。

①土地

土地登記簿または土地補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている方

②家屋

家屋登記簿または家屋補充課税台帳に、所有者として登記または登録されている方

③償却資産

償却資産課税台帳に登録されている方

※売買などで実際の所有者が変更している場合でも、登記簿の名義変更手続きが１月１日現在において完了していない場合は、旧所有者が納税義務者となります。

■税額の計算方法

固定資産税 ＝ 課税標準額 × 1.4%

都市計画税 ＝ 課税標準額 × 0.25%

■課税標準の計算方法

○土地の場合

固定資産評価基準により、現況の地目、面積、形状、用途などにより求められます。

○家屋の場合

固定資産評価基準により、面積、使用部材、建築後の経過年数などにより求められます。

○償却資産の場合

固定資産評価基準により、取得価格や取得後の経過年数などにより求められます。

■土地についての特例

○住宅用地の課税標準の特例

住宅用地とは、人の居住の用に供する家屋の敷地となっている土地をいいます。

住宅用地には税負担を特に軽減するため、課税標準の特例措置が設けられています。

課税標準の特例の内容は、次のとおりです。

●小規模住宅用地

住宅用地のうち、200m^2 以下の部分

①固定資産税：課税標準額 ＝ 評価額 × 1/6

②都市計画税：課税標準額 ＝ 評価額 × 1/3

●一般住宅用地

住宅用地のうち、200m^2 を超える部分

①固定資産税：課税標準額 ＝ 評価額 × 1/3

②都市計画税：課税標準額 ＝ 評価額 × 2/3

○税負担の調整措置

急激な税負担の増加を緩和するため、毎年徐々に評価額に基づく税負担に近づける措置が設けられています。

■申告および届け出

○土地・家屋の使い方を変更した場合の届け出

土地・家屋の全部または一部の使い方を変更した場合には、届け出をしてください。また、住宅用地の課税標準の特例を受ける際には、住宅用地申告書の提出が必要となります。

○家屋を取り壊した場合の届け出

登記、未登記にかかわらず、取り壊しの際は届け出をお願いします。

○償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年１月１日現在の資産状況を１月 31 日までに申告してください。（償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。）

■家屋についての軽減

○新築住宅に対する軽減措置

●要件

①居住部分の割合要件
専用住宅や併用住宅（居住部分の割合が２分の１以上のものに限る。）

②面積要件
居住部分の床面積が 50m^2（一戸建以外の貸家住宅は 40m^2）以上 280m^2 以下であること。

③平成 28 年３月 31 日までの間に新築された住宅であること。

●軽減される額

①居住部分の床面積が 120m^2 以下の住宅の場合
固定資産税額の２分の１相当額

②居住部分の床面積が 120m^2 を超える住宅の場合
固定資産税額の 120m^2 に相当する税額の２分の１相当額

●軽減される期間

①一般の住宅（②に表す以外の家屋）
新築後３年度分
（長期優良住宅の場合、申告することにより５年度分になります。）

②３階建以上の中高層耐火住宅など
新築後５年度分
（長期優良住宅の場合、申告することにより７年度分になります。）

○耐震改修工事を行った住宅に対する軽減

●要件

①昭和 57 年１月１日以前から所在する住宅で、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震基準に適合する改修工事が完了していること。

②改修工事費用が 50 万円を超えていること。

③工事完了から３か月以内に必要書類を添え、申告が必要です。

●軽減される額
改修工事を行った住宅の翌年度の固定資産税の２分の１相当額。ただし、改修床面積が 120m^2 を超える場合は、120m^2 までが対象。

○バリアフリー改修工事を行った住宅に対する軽減

●要件

①平成 19 年１月１日以前から所在する住宅で、平成 28 年３月 31 日までに改修工事が完了していること。

②65 歳以上の方、障がい者、要介護認定者、要支援認定者などの介助の用に資する政令で定めた改修が行われたもので、高齢者などが住む住宅であること。

③改修工事費用が、補助金や介護給付金を除き 50 万円を超えていること。

④工事完了から３か月以内に必要書類を添え、申告が必要です。

●軽減される額
改修工事を行った住宅の翌年度の固定資産税の３分の１相当額。ただし、改修床面積が 100m^2 を超える場合は、100m^2 までが対象。

○省エネ改修工事を行った住宅に対する軽減

●要件

①平成 20 年１月１日以前から所在する住宅で、平成 28 年３月 31 日までに改修工事が完了していること。

②現行省エネ基準に適合した熱損失防止工事を行っていること。

③改修工事費用が 50 万円を超えていること。

④工事完了から３か月以内に必要書類を添え、申告が必要です。

●軽減される額
改修工事を行った住宅の翌年度の固定資産税の３分の１相当額。ただし、改修床面積が 120m^2 を超える場合は、120m^2 までが対象。

※これらの改修工事を同時に行った場合、組み合わせにより、どちらか一方の軽減措置を受けられない場合があります。

※記載内容は、平成 27 年４月１日現在における軽減措置です。（法改正により内容が変更されることがあります。）

軽自動車税

問い合わせ　税務課 課税係

■軽自動車税を納める方（納税義務者）

毎年４月１日（賦課期日）現在、町内に主たる定置場所がある軽自動車などを所有している方に課税されます。

普通自動車税とは異なり、軽自動車税に月割課税制度はありません。４月２日以降に軽自動車などを取得した場合は、その年度分の税金は課税されませんが、同日以降に廃車や譲渡をした場合は、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

■税額

平成 26 年度および平成 27 年度の地方税法の改正により税率が変更になりました。

○原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

車種		税率（年額）	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車（軽二輪）	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車（自動二輪）	250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円

○三輪以上の軽自動車

「初度検査年月」（自動車検査証に記載）により税額が異なります。

車種				税率（年額）		
				平成 27 年度から		平成 28 年度から
				初度検査が平成 27 年３月 31 日以前	初度検査が平成 27 年４月１日以後	初度検査から 13 年経過 ※
軽自動車	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※グリーン化を進める観点から、初度検査年月から起算して 13 年を経過した車両はその翌年度から重課税率が適用されます。
ただし、「燃料の種類」が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリットのもの、および被けん引車は除きます。

■届出先

軽自動車の登録の届出先は次のとおりです。

車種	届出先
原動機付自転車 / 小型特殊自動車	役場第２庁舎１階　税務課 課税係
軽二輪 / 自動二輪	湘南自動車検査登録事務所　☎ 050-5540-2038
三輪および四輪の軽自動車	軽自動車検査協会神奈川事務所　湘南支所　☎ 050-3816-3119

■原動機付自転車（125cc 以下）および小型特殊自動車の手続き

	内容		必要なもの
廃車	廃棄処分するとき 盗難にあったとき 紛失してしまったとき 乗れなくなって放置してある 町外に転出するとき		印鑑、ナンバープレート 標識交付証明書 ※盗難・紛失の場合は、警察署に届け出てから手続きをしてください。 ※ナンバープレートの返却がない場合は、300 円の手数料がかかります。
譲渡	町内の方同士の譲渡		新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書、譲渡証明書
	町外の方に譲る		印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書
	町外の方から譲り受ける	廃車済	新・旧所有者の印鑑、廃車証明書、譲渡証明書
		未廃車	新・旧所有者の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書
登録	新車・中古車を購入したとき		印鑑、車体番号などを証明するものまたは販売証明書
	廃車してあった車に再び乗るとき		印鑑、廃車証明書
	他市区町村から転入したとき	廃車済	印鑑、廃車証明書
		未廃車	印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書
変更	車体を買い替えたとき		印鑑、車体番号などを証明するものまたは販売証明書、標識交付証明書
	氏名・住所が変わったとき		印鑑、標識交付証明書
	ゆたぽんナンバーに変えたいとき		印鑑、標識交付証明書、ナンバープレート

■減免制度について

○町では、「環境・資源問題」への取り組みの一つとして、環境性能に優れた電気自動車について、軽自動車税の減免が受けられます。平成 26 年 4 月 1 日現在で登録済み、または平成 30 年 4 月 1 日までに登録された電気自動車が対象です。（平成 26 年 4 月 1 日現在）

○心身に障がいのある方やその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車で障がいのある方の通院、通勤・通学などまたは介護のために使用している場合は、軽自動車税の減免が受けられます。

《注》障がい者一人について 1 台のみ減免されます。すでに自動車税（県税）が減免されている場合は該当しません。申請は納期限前 7 日までにお願いします。

必要なもの

納税通知書、運転免許証、印鑑、車検証（原付は標識交付証明書、電気原付は取扱説明書）、障害者手帳等（該当者のみ）

税の証明・閲覧など

■証明など

名　称	内　容	手数料	委任状
町県民税（非）課税証明書 （（非）課税証明）	所得、控除額、税額など	1 通　300 円	要
町県民税所得証明書 （所得証明）	所得、控除額など	1 通　300 円	要
事業証明書	事業所の所在地、名称など	1 通　300 円	不要
固定資産評価証明書 （評価証明）	土地・家屋の所有者、所在、評価額など	1 通　基本 300 円 1 件増すごとに 50 円加算 ※	要
固定資産公租公課証明書 （公課証明）	土地・家屋の所有者、所在、評価額、課税標準額、税額など	1 通　基本 300 円 1 件増すごとに 50 円加算	要
住宅用家屋証明書 （専用住宅証明）	租税特別措置法施行令第 41 条、42 条第 1 項、2 項の規定に該当する家屋であることの証明	1 通　1,300 円	不要
原本証明	原本の写しであることの証明	1 件　300 円	不要
軽自動車税納税証明書 （車検用）	軽自動車税の納税義務者、車両番号など （車検に用いるもの）	無料	不要
納税証明書	町税などの納税義務者、税額など	1 納税義務者 基本 300 円 税目追加 1 種類ごとに 50 円加算	要

■閲覧など

名　称	内　容	手数料	委任状
土地・家屋課税台帳	土地：所有者、所在、地積、地目など 家屋：所有者、所在、床面積、種類など	1 件　300 円	不要
公図	土地の地番、位置、形状	1 件　300 円	不要
名寄帳	所有者の町内に所有するすべての土地・家屋の所在、地積・床面積、評価額など	1 件　300 円 1 枚増すごとに 50 円加算	要

※委任状欄が「要」のものは、納税義務者等ご本人、同居の親族以外の方が取得する場合に、納税義務者等ご本人からの委任状が必要です。
※登記用の評価証明で、横浜地方法務局西湘二宮支局の交付依頼書の提出がある場合には、無料となります。

町税などの納付方法

問い合わせ　徴収対策課

町税などは、下記の方法によって納めることができます。

税等科目	納付書		口座振替	クレジットカード決済収納
	金融機関等窓口	コンビニエンスストア		
町県民税（普通徴収のみ）	○	○	○	○
固定資産税・都市計画税	○	○	○	○
軽自動車税	○	○	○	○
国民健康保険料（普通徴収のみ）	○	○	○	○
介護保険料（普通徴収のみ）	○	－	○	－
後期高齢者医療保険料（普通徴収のみ）	○	－	○	－
保育園保育料	○	－	○	○ （口座振替不能分のみ）
幼稚園保育料	○	－	○	－
水道料金	○	○	○	○
下水道使用料	○	○	○	○

※バーコード印字のあるもの　※再発行納付書は不可

■取扱金融機関等

町税などは、納付書をお持ちのうえ、次の機関で納めることができます。

○横浜銀行　○スルガ銀行　○みずほ銀行　○三井住友銀行　○三井住友信託銀行　○さがみ信用金庫　○三島信用金庫　○かながわ西湘農業協同組合　○ゆうちょ銀行・郵便局 ※神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨の各県および東京都のゆうちょ銀行・郵便局（湯河原町以外のゆうちょ銀行・郵便局では納期限内の取扱いとなります。）　○湯河原町役場

■コンビニエンスストア収納

全国の主なコンビニエンスストアの営業時間内であれば、曜日や時間を問わず、手数料なしで納付できます。

【取り扱いコンビニエンスストアなど】

○コミュニティ ストア　○サークル K　○サンクス　○スリーエフ　○セブン−イレブン　○デイリーヤマザキ　○ファミリーマート　○ポプラ　○ミニストップ　○ローソン　○ヤマザキデイリーストアー 等全国のコンビニエンスストアほかMMK設置店

※コンビニエンスストアでは、納付書に記載されている「コンビニ利用期限」を過ぎた納付書等の取扱いができません。
納付の際は、**必ず納付書裏面をご確認**願います。

■口座振替

口座振替をご利用されますと、各科目の納期限日に指定された口座から自動的に振替納付することができます。納期ごとに納めに行く手間が省け、うっかり納め忘れもなくなります。

申し込みの手続きは簡単ですので、納付に便利な口座振替をご利用ください。

【振替方法】各納期限ごとに期別分を振り替える方法となりますが、町県民税（普通徴収）と固定資産税（都市計画税を含む。）は、全期前納（第1期納期限に全期分を前納する方法）することもできます。

【申込方法】湯河原町口座振替依頼書を取扱金融機関へ提出し申し込んでください。その際、通帳・通帳届出印鑑・納付義務者の印鑑をお持ち下さい。

町内の取扱金融機関には口座振替依頼書を備え付けてありますが、町外にお住まいの方で口座振替を希望される場合は、徴収対策課へご連絡ください。

【振替開始】口座振替を申し込まれた月の翌月分から振り替えが可能となります。ただし、ゆうちょ銀行に限り翌々月からとなる場合があります。

【振替日】各科目のそれぞれの納期限が振替日になります。振替日の前日までに残高を確認してください。

※固定資産税（都市計画税を含む。）については、納管人を変更したときは、改めて手続きが必要となります。
※軽自動車税については、納税義務者が所有する全ての車両が対象となります（車両の選択はできません）。

■クレジットカード決済

パソコンや携帯電話、スマートホンからインターネットを通じヤフー株式会社が運営する「Yahoo! 公金支払い」のホームページで 24 時間いつでもお手続きできます。

※クレジットカードを役場出納室やコンビニ等の窓口で提示しても納付することはできません。

【利用可能なクレジットカード】

○VISA　○マスターカード　○JCB　○アメリカン エクスプレス　○ダイナースクラブ

※決済手数料をご負担いただきますので、ご利用の際には**必ず納付書裏面をご確認**願います。
ただし、水道料金・下水道使用料を納付するときには、手数料はかかりません。

町税全期前納奨励事業

問い合わせ　徴収対策課

本町では、町県民税（普通徴収のみ）または固定資産税（都市計画税を含む。）について、指定の日までに全期分を納付（窓口納付、口座振替など納付方法を問いませんが、税額要件があります。）していただいた方に、町内有料観光施設等の招待券を贈呈しています。詳しくは、徴収対策課へお問い合わせください。

科目別納期の一覧表

問い合わせ　徴収対策課

納期月	科目期別			
4月				水道料金・下水道使用料（４）
5月	軽自動車税	固定資産税・都市計画税（１）		水道料金・下水道使用料（５）
6月	町県民税（１）		国民健康保険料・介護保険料（１）	水道料金・下水道使用料（６）
7月		固定資産税・都市計画税（２）	国民健康保険料・介護保険料（２）	水道料金・下水道使用料（７）
			後期高齢者医療保険料（１）	
8月	町県民税（２）		国民健康保険料・介護保険料（３）	水道料金・下水道使用料（８）
			後期高齢者医療保険料（２）	
9月			国民健康保険料・介護保険料（４）	水道料金・下水道使用料（９）
			後期高齢者医療保険料（３）	
10月	町県民税（３）		国民健康保険料・介護保険料（５）	水道料金・下水道使用料（10）
			後期高齢者医療保険料（４）	
11月			国民健康保険料・介護保険料（６）	水道料金・下水道使用料（11）
			後期高齢者医療保険料（５）	
12月		固定資産税・都市計画税（３）	国民健康保険料・介護保険料（７）	水道料金・下水道使用料（12）
			後期高齢者医療保険料（６）	
1月	町県民税（４）		国民健康保険料・介護保険料（８）	水道料金・下水道使用料（１）
			後期高齢者医療保険料（７）	
2月		固定資産税・都市計画税（４）	国民健康保険料・介護保険料（９）	水道料金・下水道使用料（２）
			後期高齢者医療保険料（８）	
3月			国民健康保険料・介護保険料（10）	水道料金・下水道使用料（３）
			後期高齢者医療保険料（９）	

※納期限は、各期とも末日です。（但し、固定資産税（都市計画税を含む。）３期、国民健康保険料・介護保険料７期、後期高齢者医療保険料６期は12月25日です。）
なお、その日が土曜・日曜・祝祭日のときは金融機関の翌営業日になります。

○町営水道の水道料金は基本的に２か月ごとに請求させていただきます。

奇数月請求地区：宮上、宮下、土肥６丁目、鍛冶屋、中央３～４丁目（※一部例外地区有）
偶数月請求地区：土肥２～３丁目、吉浜、福浦、中央１～５丁目（※一部例外地区有）

○町営水道の給水区域と簡易水道組合の給水区域（※湯河原駅周辺、宮上の一部）があります。

宮下簡易水道組合　☎62-4651　　城堀簡易水道組合　☎62-7220　　上野山簡易水道組合　☎63-1757

町税などの納付に関するお問い合わせは、徴収対策課へお願いします。

町税などを滞納すると

問い合わせ　徴収対策課

町税などの納付義務者が納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。町税などを滞納し、納期限を過ぎて納付される場合、本来納付すべき町税などのほかに延滞金もあわせて納付しなければならない場合もありますのでご注意ください。

町税などを滞納している納付義務者に対しては、納期限後20日以内に督促状を送付し納付を促しています。この督促状の送付後も納付がない場合は、電話や文書などにより納付を催告しています。それでもなお放置している納付義務者に対しては、租税債権などを確保するため、やむをえず財産（預貯金・給料・不動産など）を差し押さえ、またその財産を換価（現金化）し滞納町税などに充てています。

町税などは納期限までに納付しましょう。

町税などのお支払窓口

問い合わせ　出納室会計課

税金などの納付書をお持ちの方は、次のところで納めることができます。
役場第２庁舎１階　出納室　8：30～17：15
（9：00～15：00は指定金融機関派出窓口でお受けします。）
※納付書をお持ちでない場合は、徴収対策課（出納室横）で再発行いたします。

■納められるもの
- ○個人町県民税
- ○固定資産税・都市計画税
- ○軽自動車税
- ○法人町民税
- ○町たばこ税
- ○入湯税
- ○国民健康保険料
- ○介護保険料
- ○後期高齢者医療保険料
- ○保育料
- ○水道料金
- ○下水道使用料
- ○その他湯河原町発行の納付書

■納められないもの
- ○本町以外の地方公共団体の税など
- ○県税（自動車税・個人事業税など）
- ○国税（消費税・所得税など）
- ○国民年金保険料
- ○電気・ガス・電話料金
- ○簡易水道組合管轄の水道料金

※金融機関派出窓口では預金口座への入出金、振込、両替、通帳の記帳などは行えません。

■その他販売しているもの
真鶴有料道路通行回数券
普通車　1,600円（10枚つづり/冊）/　軽自動車　1,200円（10枚つづり/冊）
※収入印紙、県の証紙は販売していません。